

令和元年 No.12

○全学フォーラムの開催に関する要項の一部を改正する要項

改正理由

議題について柔軟な対応が可能となるよう，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年10月16日 役員会 審議・承認

全学フォーラムの開催に関する要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和元年10月17日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

全学フォーラムの開催に関する要項の一部を改正する要項

全学フォーラムの開催に関する要項（平成22年11月18日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

全学フォーラムの開催に関する要項の一部改正について

改正理由：議題について柔軟な対応が可能となるよう、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （議題） 第3条 全学フォーラムは、次に掲げる事項について議論する。 （1）本学を取り巻く最近の情勢 （2）本学の年度計画の<u>周知等</u> （3）その他本学に関わる重要な事項 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和元年10月17日から施行する。</u>	〔省略〕 （議題） 第3条 全学フォーラムは、次に掲げる事項について議論する。 （1）本学を取り巻く最近の情勢 （2）本学の年度計画の<u>周知と進捗状況の確認</u> （3）その他本学に関わる重要な事項 〔省略〕